

新しい自己資本比率規制(案)の概要

1. スケジュール

- ・04年6月26日 バーゼル銀行監督委員会からバーゼルⅡ最終案公表。
- 10月28日 新しい自己資本比率規制の素案公表、パブリック・コメント実施。
- 05年3月末 パブリック・コメント回答、見直し後の規制案公表。
- 今後
- 05年中目途 自己資本比率の告示改正(官報掲載)。



- ・ 2006年度末(2007.3.31)実施(先進的手法については2007年度末)。

2. 適用対象

対 象	最低所要 自己資本比率	適 用
国際統一基準行	8%	バーゼルⅡ最終案通り(分子=自己資本は現行のまま)
国内基準行	4%	バーゼルⅡ最終案に準拠(分子=自己資本は現行のまま)

※ 国際統一基準行:海外営業拠点を有する金融機関

3. 新しい自己資本比率規制の内容

(1) 第1の柱 (最低所要自己資本比率)

自己資本
≥8%
⇒
自己資本(現行のまま)
≥8%

信用リスク+市場リスク
信用リスク+市場リスク+オペレーショナル・リスク

現行規制では単一の計算方式しかないが、新規制では、銀行が

- 「標準的手法」(現行規制を一部修正した方式)
- 「内部格付手法」(行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式)

のうちから自らに適する手法を選択

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク。粗利益を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法のうちから、銀行が自らに適する手法を選択。

オペレーショナル・リスクが追加される一方、信用リスクについては中小企業・個人向けを中心に軽減するので全体の負担は概ね現行並み

※ 上記算式は、国際統一基準行の場合

(I) 信用リスク

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額(保証等オフ・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

(i) 標準的手法

リスク・ウェイトがより精緻に(現行規制の延長)。

(ア)中小企業・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減。

(イ)延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減。

(ウ)貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可。

与信先区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0 %	0 %
政府関係機関等	10 %	10 % (20%)
銀行・証券会社	20 %	20 %
事業法人 (中小企業以外)	100 %	(格付に応じ) 20%～150%※ 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100 %	75 %
住宅ローン	50 %	35 %
延滞債権	100 %	150 % ※※ (引当率に応じて軽減)
株式	100 %	100 %

※ 事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能。

※※ 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

(ii) 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。

債務者ごとのデフォルト(※)率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 ※※	銀行推計

※ デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

※※ 例えば、事業法人向け無担保債権については 45%。

(備考)内部格付手法における株式の取扱い

新規保有株式

複数の計算方法から選択。

(ただし、下限として政策保有株 100%以上、それ以外の上場株 200%以上、非上場株 300%以上)

既保有株式(わが国においては 04 年 9 月 30 日までに保有した株式)

10 年間(2014 年 6 月末まで)はリスク・ウェイト 100%(標準的手法と同じ)を適用。

(II) オペレーショナル・リスク (新規)

(事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク)

3つの手法から銀行が選択。

①基礎的指標手法[基礎的手法]、②標準的手法[粗利益配分手法]、

③先進的計測手法

(①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化)

(2) 第2の柱(監督上の検証)

銀行自身が、第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、流動性リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。

⇒ 当局が検証。

- ・ 銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の 20%を超える銀行(アウトライアー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。

※ ただし、当該リスクは、第1の柱の計算式には含まれないことから、アウトライアー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。

(3) 第3の柱(市場規律)

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める。

自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められている。

銀行については原則として四半期開示、協同組織金融機関については半期開示。